

## デジタル化推進における桜川市地域活性化起業人募集要項

総務省の地域活性化起業人制度を活用し、本市のデジタル化推進の取り組みにご協力いただける企業を次のとおり募集します。

### 1. 募集概要

総務省の「地域活性化起業人制度(企業人材派遣制度)」推進要綱に基づき、本市と三大都市圏内の企業との間で、社員の派遣と市の指定する業務への従事に関する協定を締結した上で、当該企業の社員を本市に派遣していただきます。

### 2. 業務内容・場所

#### (1) 業務内容

- ① 庁内における業務効率化のための支援(AI・RPA、ノーコードツール等の利活用推進)
- ② 行政手続のオンライン化推進
- ③ スマートフォン教室の開催・支援
- ④ その他当市のデジタル化に関わるアドバイス

#### (2) 業務場所

桜川市役所 大和庁舎(茨城県桜川市羽田 1023)

### 3. 募集定員

1名

### 4. 派遣期間

6か月以上3年以内

### 5. 派遣要件

(1) 次の①又は②いずれかに該当する者であること。ただし、入社後3月未満の者及び企業等からの派遣の際、現に受入自治体の区域に勤務する者を除く。

① 三大都市圏(国土利用計画(全国計画)(平成20年7月4日閣議決定)に基づく埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。以下同じ。)に所在する企業等に勤務する者(三大都市圏に本社機能を有する企業等にあつては、三大都市圏外に勤務する者を含む。)であること。

② 三大都市圏外の指定都市、中核市及び県庁所在市(以下「指定都市等」という。)に所在する企業等に勤務する者(三大都市圏外の指定都市等に本社機能を有する企業にあつては、三大都市圏外の指定都市等以外の市町村に勤務する者を含む。)であること。

(2)派遣期間中の主たる勤務地が受入自治体の区域内にあり、以下の要件を満たす者であること。

・派遣期間の各月において、受入自治体の開庁日の半分以上で受入自治体の区域内において業務に従事すること。

・派遣期間の全機関において、受入自治体の開庁日の半分以上で受入自治体の区域内にて業務に従事すること。

6. 受入年度(従事開始年度)

令和7年度

7. 費用負担

派遣等に要する費用として、市が派遣元企業に対し、年額590万円を限度として負担します。(従事開始が年度途中の場合は、月割りにより計算します。千円未満の端数切捨て)

8. 募集期間

令和7年7月31日(木)まで

※派遣企業の決定により、予定より早く募集を終了することがあります。

9. 応募手続

別添1の申出書に必要事項を記入のうえ、メール等で提出してください。

10. 選考方法

ヒアリング等のうえ、募集要項と一致する企業を選考します。

11. 応募・問合せ先

桜川市市長公室企画課 担当:田中、細谷、植木

住所:〒309-1293 茨城県桜川市羽田1023番地

TEL:0296-58-5111 内線1273

E-mail:kikakuka\_s@city.sakuragawa.lg.jp